



次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第30条第1項の規定により読み替えて適用する第69条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第127条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（保有個人情報の利用停止義務）

第100条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

※ 第100条の保有個人情報のうち、特定個人情報に係る情報提供等記録については、番号法第31条第1項により適用除外

	<p style="text-align: center;">基 準</p> <p>(未設定の場合はその理由)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第100条の「利用停止請求に理由がある」とは、第98条に規定する、「自己を本人とする保有個人情報」が次のとおり取り扱われているときをいう。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき</li> <li>2 第63条の規定に違反して取り扱われているとき</li> <li>3 第64条の規定に違反して取得されたものであるとき</li> <li>4 第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき（※保有特定個人情報を除く。）</li> <li>5 番号法第30条第1項の規定により読み替えて適用する第69条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき（※情報提供等記録を除く保有特定個人情報に限る。）</li> <li>6 番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき（※情報提供等記録を除く保有特定個人情報に限る。）</li> <li>7 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき（※情報提供等記録を除く保有特定個人情報に限る。）</li> <li>8 第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき（※保有特定個人情報を除く。）</li> </ol> </li> <li>・ 第98条第1項第1号関係（保有個人情報の利用に係る停止等） <p>本号に該当するのは、第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているときである。</p> <p>本号の場合は、実施機関が当該利用停止請求に係る保有個人情報を保有しているため、これ以上の利用を行わない「利用の停止」の請求のほか、保有しないこととする「消去」の請求もすることもできる。</p> </li> <li>・ 番号法第30条第1項による読替え後の第98条第1項第1号関係（保有特定個人情報の利用に係る停止等） <p>本号に該当するのは、第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、番号法第30条第1項の規定により読み替えて適用する第69条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているときである。</p> </li> <li>・ 第98条第1項第2号関係（保有個人情報の提供に係る停止） <p>本号に該当するのは、第69条第1項及び第2項又</p> </li> </ul>
--	---	--

		<p>は第71条の規定に違反して外部提供をしている場合である。</p> <p>本号の場合は、実施機関に対して「提供の停止」を請求することはできるが、提供した個人情報の回収は含まれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第30条第1項による読替え後の第98条第1項第2号関係(保有特定個人情報の提供に係る停止) 本号に該当するのは、番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)の規定に違反して外部提供をしている場合である。 本号の場合は、実施機関に対して「提供の禁止」を請求することはできるが、提供した個人情報の回収は含まれない。</li> </ul>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	令和5年4月1日設定(令和8年1月1日最終変更)
理 標 期 準 間 処	標 準 処 理 期 間 (未設定の場合はその理由)	総日数 利用停止請求があった日から30日以内(個人情報の保護に関する法律第102条第1項)
	設 定 等 年 月 日	令和5年4月1日設定(令和 年 月 日最終変更)